

(令和7年6月～)

簡易型総合評価落札方式における留意事項

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、価格と品質が総合的に優れた調達を行うことが求められたことから、愛媛県では、平成18年9月から簡易型総合評価落札方式を導入しております。

簡易型総合評価落札方式の内訳は、設計金額2億円以上については、簡易な施工計画を求める「施工計画型」、A等級対象工事のうち設計金額2億円未満については、簡易な施工計画を求めない、より簡易な「実績確認型」、B・C等級対象工事（土木一式工事及び建築一式工事以外はB等級対象工事）については、入札参加者自らが各評価項目の得点等を採点し、「実績確認型」をより簡素化した「簡易実績型」となっており、全部局の発注工事で実施しております。

については、入札に参加される皆さんの総合評価に対する理解を深めるとともに、よりよい提案を行っていただくため、提出資料作成の際の留意事項を取りまとめましたので、入札参加にあたっては、下記の事項に十分留意してください。

記

I 簡易型総合評価落札方式の適用区分

簡易型総合評価落札方式の実施にあたっては、工事の規模に応じて、次の方式のいずれかを適用しています。

- ・施工計画型（簡易な施工計画の提出を求める）
- ・実績確認型（簡易な施工計画の提出を求めない）
- ・簡易実績型（実績確認型の評価項目をより簡素化したもの）

なお、3つの方式の違いは、次のとおりです。

区 分		施工計画型	実績確認型	簡易実績型
適 用 範 囲		設計金額2億円以上	設計金額2億円未満 (土木一式) 5千万円以上 (建築一式) 6千万円以上 (その他) 4千5百万円以上	設計金額 (土木一式) 5千万円未満1千万円以上 (建築一式) 6千万円未満1千5百万円以上 (その他) 4千5百万円未満1千万円以上
評 価 区 分	(1) 施工計画	○	—	—
	(2) 企業の施工能力	○	○	△
	(3) 配置予定技術者	○	○	○
	(4) 技術力の継続的な確保	○	○	○
	(5) 地理的要件	○	○	○
	(6) 地域貢献度	○	○	○

※工事の内容によっては、これによらない場合もありますので、個別の工事の入札公告でご確認ください。

※簡易実績型における「(2) 企業の施工能力」の評価のうち、「同種・類似工事の施工実績」の評価については、品質確保の観点から特例として評価します。

※実績確認型で行う次の工事については、施工計画を求めないこと以外は、施工計画型と同じ評価基準を適用します。

- ・設計金額2億円以上の在来工法による建築耐震改修工事
- ・設計金額2億円以上の工事のうち、技術的難易度が低く、簡易な施工計画を含む技術提案を評価することが適当でないと認められる工事

※実績確認型で行う次の工事については、施工計画を求めないこと及び「主任（監理）技術者の保有する資格」の評価項目について実績確認型の評価基準を適用すること以外は、施工計画型と同じ評価基準を適用します。

- ・設計金額2億円以上の災害復旧工事

Ⅱ 評価の方法

簡易型総合評価落札方式における評価は、次に掲げる評価値をもって行います。

1 評価値の算定方法

評価値の算定方法は、除算方式を採用しています。

評価値＝（基礎点＋施工体制確認点＋加算点）／入札価格（単位：億円）

求められる評価値は、小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとします。

- ・基礎点：80点

入札参加資格を満たす場合に80点を与えます。

- ・施工体制確認点：20点以内

品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性についてそれぞれ10点以内

- ・加算点：施工計画型 20点以内

（施工計画 10点、企業の施工能力 3点、
配置予定技術者 2.5点、技術力の継続的な確保 1.5点、
地理的要件 1点、地域貢献度 2点）

実績確認型 10点以内

（企業の施工能力 2.5点、配置予定技術者 2.5点、
技術力の継続的な確保 1.5点、地理的要件 1.5点、
地域貢献度 2点）

簡易実績型 10点以内

- ・入札価格

各入札参加者の入札価格（税抜）を億円単位にします。

2 加算点の計算

加算点の計算については、評価項目の配点合計がそれぞれの方式における加算点の満点となるように次の算式により換算します。なお、換算にあたっては、評価区分ごとに小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとします。

- ・施工計画型の場合

加算点＝（入札参加者の施工計画の得点合計
／施工計画の配点合計）×10点

＋（入札参加者の企業の施工能力の得点合計
／企業の施工能力の配点合計）×3点

＋（入札参加者の配置予定技術者の得点合計
／配置予定技術者の配点合計）×2.5点

＋（入札参加者の技術力の継続的な確保の得点合計
／技術力の継続的な確保の配点合計）×1.5点

＋（入札参加者の地理的要件の得点合計
／地理的要件の配点合計）×1点

＋（入札参加者の地域貢献度の得点合計
／地域貢献度の配点合計）×2点

- ・実績確認型のうち、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領第3条第2項本文に規定する工事（設計金額2億円未満の工事）を対象とする場合

加算点＝（入札参加者の企業の施工能力の得点合計
／企業の施工能力の配点合計）×2.5点

＋（入札参加者の配置予定技術者の得点合計
／配置予定技術者の配点合計）×2.5点

＋（入札参加者の技術力の継続的な確保の得点合計
／技術力の継続的な確保の配点合計）×1.5点

＋（入札参加者の地理的要件の得点合計
／地理的要件の配点合計）×1.5点

- + (入札参加者の地域貢献度の得点合計
 / 地域貢献度の配点合計) × 2点
 ・ 実績確認型のうち、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領第3条
 第2項ただし書に規定する工事（設計金額2億円以上の工事）を対象とする場合
 加算点 = (入札参加者の企業の施工能力の得点合計
 / 企業の施工能力の配点合計) × 3点
 + (入札参加者の配置予定技術者の得点合計
 / 配置予定技術者の配点合計) × 2.5点
 + (入札参加者の技術力の継続的な確保の得点合計
 / 技術力の継続的な確保の配点合計) × 1.5点
 + (入札参加者の地理的要件の得点合計
 / 地理的要件の配点合計) × 1点
 + (入札参加者の地域貢献度の得点合計
 / 地域貢献度の配点合計) × 2点
 ・ 簡易実績型の場合
 加算点 = (入札参加者の各評価項目の得点合計
 / 各評価項目の配点合計) × 10点
 ※簡易実績型の場合、入札参加者の各評価項目の得点は、入札参加者自らが
 評価した得点が前提となります。

3 施工体制確認点の計算

入札時提出いただく施工体制確認書、開札後に提出いただく施工体制確認に係る調査資料及び事情聴取等の結果により、施工体制確認項目（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）毎に10点、5点、0点で採点します。

4 落札者の決定

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とします。

Ⅲ 評価区分及び評価項目の設定

評価項目の設定は、次のとおりとしています。（土木一式工事の場合）

評価区分	評価項目	施工計画型	実績確認型	簡易実績型
施工計画	施工上配慮すべき事項	選択 30		
	工程管理に係る技術的所見	選択 30		
	品質管理に係る技術的所見	選択 30		
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績	選択 10	選択 10	選択 10
	工事成績評定点	必須 20	必須 20	
	優良工事表彰歴	必須 10	必須 10	
	生産性向上の取組（ICTの活用）	選択 10	選択 10	
配置予定技術者	同種・類似工事の従事経験	選択 10	選択 10	選択 10
	主任（監理）技術者の保有する資格	選択 5	必須 5	必須 5
	継続学習（CPD）の取組み	必須 5	必須 5	必須 5
技術力の継続的な確保	設備等施工体制	選択 10	選択 10	選択 10
	災害時の事業継続力	必須 5	必須 5	選択 5
	県内下請業者の活用	必須 5	必須 5	必須 5
	若手技術者等の育成	必須 5	必須 5	
地理的要件	本・支店、営業所の有無	必須 15	必須 15	必須 15
地域貢献度	災害対応等への協力体制及び実績	必須 16	必須 16	必須 16
	公共土木施設愛護事業への参加実績	必須 5	必須 5	必須 5
	年間維持工事等の契約実績	選択 10	選択 10	選択 10
合 計		231	141	96

ただし、この表は原則であり、工事の内容によって変更しますので、個別の工事の入札公告における評価項目等でご確認ください。

IV 評価項目の評価

1 共通事項

総合評価は、提出された簡易型総合評価に係る資料の記載内容に基づき評価します。
このため、記載誤りや記載漏れは、評価されない場合がありますので、十分確認のうえ提出してください。

なお、入札事務手続きの簡素化のため、評価項目である「工事成績評定点、優良工事表彰歴、本・支店、営業所の有無、**災害対応等への協力体制及び実績**、公共土木施設愛護事業への参加実績、年間維持工事又は冬期路面对策工事の契約実績」については、「愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札審査項目等証明手続要領」に基づく審査項目等証明書の写しを提出した場合は、該当する追加資料の提出を免除します。

2 個別事項

(1) 施工計画の評価（施工計画型のみ）

施工計画に関する評価項目は、以下の項目から工事の内容に応じて設定しますので、具体的な内容は個別の工事の入札公告における評価項目等でご確認ください。

評価にあたっては、記載内容に基づき評価しますが、無効となる場合や評価対象とならない場合がありますので、個別の工事の入札公告でご確認ください。

なお、作成にあたっては、別紙1「簡易型総合評価落札方式における施工計画評価に関する留意事項について」を参照してください。

①施工上配慮すべき事項（30点）

評価内容	評価基準	配点
施工上配慮すべき事項の適切性	施工上の配慮について工事の条件等を踏まえて、工夫が見られる。	21～30
	施工上の配慮について工事の条件等を踏まえて、やや工夫が見られる。	11～20
	施工上の配慮について工事の条件等を踏まえており適切である。	0～10

②工程管理に係る技術的所見（30点）

評価内容	評価基準	配点
工事の実施手順及び工期設定の妥当性	工事の実施手順が適切で、工期が大幅に短縮される。	21～30
	工事の実施手順が適切で、工期がやや短縮される。	11～20
	工事の実施手順が適切で、各工種の期間設定が適切である。	0～10

③品質管理に係る技術的所見（30点）

評価内容	評価基準	配点
コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現場条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	21～30
	品質の確認方法、管理方法が現場条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、やや工夫が見られる。	11～20
	品質の確認方法、管理方法が現場条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である。	0～10

(2) 企業の施工能力の評価（施工計画型、実績確認型、簡易実績型）

①同種・類似工事の施工実績（10点）

評価内容	評価基準	配点
過去15年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	10
	類似工事の実績あり	5
	上記以外	0

- ・同種・類似工事の具体的な内容については、個別の工事の入札公告における評価項目等でご確認ください。

- ・評価対象となる施工実績は、入札参加資格としての施工実績の設定の有無にかかわらず、開札日から起算して過去15年間に於ける元請としての施工実績であって、入札公告共通事項 2 (10) に規定する要件を全て満たすもので、かつ、同種工事又は類似工事と認められるものを評価します。なお、「過去15年間」は、実際の工期の末日で判断してください。
- ・愛媛県内における施工実績を求めている場合は、他県での施工実績は評価の対象となりませんが、愛媛県以外の発注機関による施工実績も評価の対象となります。（入札参加資格においても同様です。）
- ・共同企業体の代表者でない構成員としての施工実績は、入札参加資格としては出資比率が20%以上のものであれば認めていますが、総合評価においては評価の対象になりません。
- ・契約金額は、最終契約金額を記入してください。なお、コリンズに登録されたもののうち、最終契約金額が500万円以上でない場合は、施工実績として認めません。
- ・入札公告共通事項 2 (10) に掲げるとおり、コリンズに登録されたものでなければ施工実績として認めません。（ただし、工事の一部が完成して引渡し完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることができます。）
- ・追加資料として登録内容確認書又は工事カルテの写しを提出する場合、当該資料では同種・類似工事の要件を満たすことが十分に確認できない場合は、設計書、図面等の工事内容を確認できる資料を併せて提出してください。

②工事成績評定点（20点）

〔施工計画型〕

評価内容	評価基準	配点
【土木一式工事（港湾・海上工事及びP C橋上部工事以外）の場合】 過去3か年度の工事成績評定平均点	80点以上	20
	79点	18
	78点	16
【土木一式工事（港湾・海上工事及びP C橋上部工事）又は土木一式工事以外の場合】 過去6か年度の工事成績評定平均点	77点	14
	76点	12
	75点	10
	75点未満	0

〔実績確認型〕

評価内容	評価基準	配点
【土木一式工事（港湾・海上工事及びP C橋上部工事以外）の場合】 過去3か年度の工事成績評定平均点	80点以上	20
	78点以上80点未満	18
	76点以上78点未満	16
【土木一式工事（港湾・海上工事及びP C橋上部工事）又は土木一式工事以外の場合】 過去6か年度の工事成績評定平均点	74点以上76点未満	14
	72点以上74点未満	12
	70点以上72点未満	10
	70点未満	0

- ・この評価項目は、工種が解体工事の場合を除く施工計画型及び実績確認型の場合に設定します。
- ・公告日の前年度以前3か年度又は6か年度内に完成した愛媛県総務部（財産活用推進課に限る。）、農林水産部及び土木部発注工事のうち、個別の入札公告に掲げる格付け業種と同業種の工事の工事成績評定点の平均点（小数第1位を四捨五入した整数）で評価します。なお、完成検査後、工事成績評定点に修正があった工事については、翌年度に公告する工事から修正後の工事成績評定点をもとに算定した平均点を適用します。
- ・愛媛県土木部及び農林水産部発注工事には、地方局・支局・土木事務所といった地方機関の発注工事を含みます。

- ・特定建設工事共同企業体又は復旧・復興建設工事共同企業体としての工事成績評定点は、代表者を含む全ての構成員において、平均点の算定に加味してください。
- ・工事成績評定対象については、土木一式工事は3か年度（港湾・海上工事及びPC橋上部工事については6か年度）、土木一式工事以外は6か年度とします。

③優良工事表彰歴（10点）

評価内容	評価基準	配点
土木一式工事における過去5か年度の優良工事表彰歴	2回以上の知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり	10
	知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり	5
	表彰なし	0

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式工事で施工計画型及び実績確認型の場合に設定します。
- ・評価の対象となる表彰は、「愛媛県優良建設工事知事表彰」と「国土交通省四国地方整備局優良工事局長表彰」のみです。四国地方整備局における安全工事や優秀貢献工事、事務所長表彰や他の地方整備局の表彰は対象になりません。
- ・「過去5か年度」とは、公告日の前年度以前5か年度であり、工事の施工年度ではなく表彰状の受領年度によります。
- ・表彰を受けた工事の種別は土木一式工事に限ります。
- ・特定建設工事共同企業体又は復旧・復興建設工事共同企業体としての表彰は、代表者を含む全ての構成員の表彰歴として評価します。

④生産性向上の取組（ICTの活用）（10点）

評価内容	評価基準	配点
当該工事で実施する生産性向上の取組（ICTの活用）を評価	ICT全面活用又はICT部分活用を実施	10
	その他のICTを活用	3
	いずれも活用しない	0

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式工事で、設計金額1億円以上の施工計画型及び実績確認型の場合（いずれも、県内業者の参加が見込まれる場合に限る。）に設定し、ICT活用により生産性向上が図られる場合に評価します。
- ・評価基準は以下のとおりとします。

（要領等）

愛媛県が定める要領等（以下「県要領」という。）

愛媛県ICT活用工事実施要領_（土木部）

愛媛県農地整備課ICT活用工事実施要領_（農林水産部）

愛媛県森林整備保全事業ICT活用工事試行実施要領_（農林水産部）

国土交通省等が定める要領等（以下「国要領」という。）

港湾事業におけるICTの全面的な活用の推進に関する実施方針

（国土交通省）

ICT活用工事（土工）実施要領_（国土交通省）

ICT活用工事（作業土工（床掘））実施要領_（国土交通省）

ICT活用工事（土工1000m³未満）実施要領_（国土交通省）

ICT活用工事（小規模土工）実施要領_（国土交通省）

ICT活用工事（地盤改良工）実施要領_（国土交通省）

ICT活用工事（法面工）実施要領_（国土交通省）

ICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領_（国土交通省）

ICT活用工事（基礎工）実施要領_（国土交通省）

I C T活用工事（河川浚渫）実施要領（国土交通省）
I C T活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領（国土交通省）
I C T活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領（国土交通省）
I C T活用工事（擁壁工）実施要領（国土交通省）
I C T活用工事（舗装工）実施要領（国土交通省）
I C T活用工事（舗装工（修繕工））実施要領（国土交通省）
I C T活用工事（コンクリート堰堤工）実施要領（国土交通省）

情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）

森林整備保全事業 I C T活用工事試行実施要領（林野庁）

森林整備保全事業 I C T活用工事試行積算要領（林野庁）

※上記のほか、工事を所管する発注機関に係る最新の要領を適用します。

※港湾事業は、国要領によります。

（考え方）

ア I C T全面活用又は I C T部分活用を実施：10 点

県要領又は国要領で定める工種・種別において要領に記載の施工プロセスにより I C T全面活用又は I C T部分活用を実施する場合

I C T全面活用：県要領又は国要領で施工プロセス①～⑤の全てが活用可能と定められている工種・種別において、施工プロセスの全てを実施

I C T部分活用：県要領又は国要領で施工プロセス①～⑤が部分的に活用可能と定められている工種・種別において、定められた施工プロセスを実施

施工プロセス：① 3 次元起工測量、② 3 次元設計データ作成、③ I C T 建設機械による施工、④ 3 次元出来形管理等の施工管理、⑤ 3 次元データの納品の各段階をいう。

※土工の場合、県要領又は国要領に定められている工種・種別のうち 1 種別以上で実施すれば評価します。

※舗装工の場合、路盤工又はアスファルト舗装工等のみの実施でも評価します。

※県要領又は国要領に定めのない工種・種別又は施工プロセスで実施する場合、I C T全面活用、I C T部分活用として評価しません。

イ その他の I C Tを活用：3 点

県要領で定める「その他 I C T活用」を実施する場合

当該工事で活用する工事・種別（要領等において種別の区分があるものは必ず種別まで）や I C T技術を具体的に記載すること。具体的な記載がない場合は評価しません。

《評価できる事例》

(ア) 10 点に該当しない施工プロセスで実施する場合

(イ) 全ての段階確認、材料確認及び立会について、遠隔臨場で実施する場合。ただし、監督員との協議により現場で実施する場合及び省略する場合を除きます。

(ロ) ワンマン測量を実施する場合

(エ) 橋脚等の鉄筋構造物において、国土交通省の「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領（案）」で定める出来形管理を行う場合

(オ) 基礎工事等において、施工精度をリアルタイムで監視できるシステム等を用いて精度管理を行う場合

(カ) 「愛媛県土木部における情報共有システム試行要領」に基づき ASP を活用する場合

(キ) その他、上記に類する場合（実施内容を具体的に記入してください。）

- ・各発注機関における「発注者指定型」又は「受注者希望型」の対象工事であるかどうかに関わらず、本項目の対象とし、実施する内容に応じて評価します。
- ・ICT活用は本項目において優先して評価し、同様の内容を施工計画型の施工計画として提案した場合、施工計画としては評価しません。
- ・実施することとしていた生産性向上の取組（ICTの活用）について、受注者の責により実施しなかった場合は、工事成績評定要領細則に基づき、当該工事の工事成績評定点を減点します。

(3) 配置予定技術者の評価（施工計画型、実績確認型、簡易実績型）

配置予定技術者の評価にあたっては、配置予定技術者が複数申請されている場合は、以下の評価項目における得点の合計点が最も低い者で評価します。

①同種・類似工事の従事経験（10点）

評価内容	評価基準	配点
過去15年間の主任（監理）技術者又は現場代理人としての同種・類似工事の従事経験	主任（監理）技術者として同種工事の従事経験あり	10
	主任（監理）技術者として類似工事の従事経験あり	6
	現場代理人として同種工事の従事経験あり	4
	現場代理人として類似工事の従事経験あり	2
	上記以外	0

- ・同種・類似工事の具体的な内容については、個別の工事の入札公告における評価項目等でご確認ください。
- ・評価対象となる従事経験は、入札参加資格としての従事経験の設定の有無にかかわらず、開札日から起算して過去15年間に於ける元請として施工した工事における従事経験であって、入札公告共通事項2(11)イに規定する要件を全て満たすもので、かつ、同種工事又は類似工事での従事経験と認められるものを評価します。なお、「過去15年間」は、実際の工期の末日で判断してください。
- ・愛媛県内における従事経験を求めている場合は、他県での従事経験は評価の対象となりませんが、愛媛県以外の発注機関による従事経験も評価の対象となります。（入札参加資格においても同様です。）また、以前の勤務先における従事経験であっても、確認できるものであれば評価の対象となります。
- ・共同企業体の代表者でない構成員としての従事経験は、入札参加資格としては出資比率が20%以上のものであれば認めていますが、総合評価においては評価の対象になりません。
- ・契約金額は、最終契約金額を記入してください。なお、コリンズに登録されたもののうち、最終契約金額が500万円以上でない場合は、従事経験として認めません。
- ・入札公告共通事項2(11)イに掲げるとおり、コリンズに登録されたものでなければ従事経験として認めません。（入札参加資格においても同様です。）
- ・追加資料として登録内容確認書又は工事カルテの写しを提出する場合、当該資料では同種・類似工事の要件を満たすことが十分に確認できない場合は、設計書、図面等の工事内容を確認できる資料を併せて提出してください。
- ・「主任（監理）技術者としての従事経験」と「現場代理人としての従事経験」の両方を有する場合は、「主任（監理）技術者としての従事経験」のみを評価します。
- ・「副現場代理人としての従事経験」は、現場代理人の職務の代行の実施の有無にかかわらず、評価対象となりません。

②主任（監理）技術者の保有する資格（5点）

〔災害復旧工事を除く施工計画型及び設計金額1億円以上の実績確認型〕

評価内容	評価基準	配点
保有する資格の有無	監理技術者になれる資格（実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。）	5
	上記以外	0

〔災害復旧工事、設計金額 1 億円未満の実績確認型及び簡易実績型〕

評価内容	評価基準	配点
保有する資格の有無	監理技術者になれる資格（実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。）	5
	主任技術者になれる資格（実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。）	3
	上記以外	0

- ・この評価項目は、入札参加資格において主任（監理）技術者の保有する資格として、実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を認めている場合にのみ設定します。
- ・評価については、建設業法に基づき、監理技術者・主任技術者になれる資格（当該工事の許可業種に係るもの）の取得を評価するものであり、入札参加資格とは別に、実務経験や国土交通大臣特別認定などにより主任（監理）技術者の資格を有している場合は、評価の対象になりません。
- ・「監理技術者になれる資格」については、配置予定技術者が監理技術者になり得る国家資格等に加え、監理技術者資格者証（当該工事の許可業種に係るもの）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要）を有する場合のみ、評価の対象となります。

③継続学習（C P D）の取組み（5 点）

〔施工計画型、実績確認型〕

評価内容	評価基準	配点
C P D の取得単位数	100ユニット以上	5
	80ユニット以上100ユニット未満	4
	60ユニット以上80ユニット未満	3
	40ユニット以上60ユニット未満	2
	20ユニット以上40ユニット未満	1
	20ユニット未満	0

〔簡易実績型〕

評価内容	評価基準	配点
C P D の取得単位数	50ユニット以上	5
	40ユニット以上50ユニット未満	4
	30ユニット以上40ユニット未満	3
	20ユニット以上30ユニット未満	2
	10ユニット以上20ユニット未満	1
	10ユニット未満	0

- ・この評価項目では、（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会、（公社）日本建築士会連合会、建築設備士関係団体C P D協議会のいずれかが発行する継続学習制度（C P D）に係る証明書により確認できる取得単位数のみ評価の対象とします。ただし、証明書は、証明日が開札日から起算して過去 1 年以内のものに限ります。
- ・複数の団体の取得単位を合算する場合、重複する講習や当該発注工事の工種と関係のない講習に係る単位数は評価の対象外とします。
- ・証明書の証明日から起算して過去 5 年間に取得した単位の累計を評価します。
- ・現在は、上記以外の団体による証明書は評価対象としていませんが、他の団体の講習会でもC P D単位の相互承認により単位数に認められる場合があります。詳しくは、上記団体のH P等でご確認ください。

(4) 技術力の継続的な確保（施工計画型、実績確認型、簡易実績型）

①設備等施工体制（５点、１０点又は１５点）

〔鋼橋・ＰＣ橋・水門樋門工事等で工場製作を伴う場合〕

評価内容	評価基準	配点
製作工場の有無	県内にあり	10
	県内になし	0

- ・この評価項目は、その工事の内容が鋼橋・ＰＣ橋・水門樋門・荷役機械・浮棧橋工事等で工場製作を伴う場合に設定します。

〔主作業船を用いる海上工事の場合〕

評価内容	評価基準	配点
所有する主作業船の有無又は使用	当該工事に要する能力以上の主作業船を所有又は所有する主作業船を当該工事で使用	10
	上記以外	0

- ・この評価項目は、その工事内容が主作業船を用いる海上工事の場合に設定します。
- ・共同所有の場合は、当該作業船の所有比率が50%以上である場合に限り評価します。なお、共同所有者に子会社等を含む場合は、子会社等の所有比率に自社の子会社に対する出資比率を乗じた率を、自社の所有比率に加えたものを所有比率として判断します。
- ・共同所有の場合は、追加資料の提出時に、所有比率や出資比率を確認できるものを併せて提出してください。
- ・「所有する主作業船を当該工事で使用」とは、発注者が設定した能力未満の主作業船で施工できる場合に評価します。

この場合については、当該工事について当該船舶で施工が可能であることがわかる資料（任意様式）を作成して、追加資料に添付して提出してください。

- ・「主作業船」とは、次に該当するものをいいます。

ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船、バージアンローダー浚渫船、起重機船、クレーン付台船、杭打船、コンクリートミキサー船、深層混合処理船、サンドドレーン船、サンドコンパクション船、ガット船、ガットバージ、土運船

（「主作業船」に該当しないもの）

揚錨船、引船・押船、交通船、潜水土船、台船

- ・使用するものとしていた主作業船を当該工事で使用していないことが発覚した場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。
- ・所有を証する書類（記載した船舶は、自ら所有するものであり、かつ、求める能力を満たすことを確認できるものであること）
固定資産台帳、売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、船舶検査証、登記簿謄本（登記事項証明書）、建設機械打刻検認証明書のいずれかの写し
規格・能力が不明な場合の追加資料（カタログ、仕様書、写真等）

〔法面工事主要機械を用いる法面工事の場合〕

評価内容	評価基準	配点
所有する法面工事主要機械の使用	所有する法面工事主要機械を当該工事で使用	5
	上記以外	0

- ・この評価項目は、その主たる工事内容が法面工事主要機械を使用する場合に設定します。
- ・「法面工事主要機械」とは、次に該当するものをいいます。
モルタルコンクリート吹付機（法面用）
ボーリングマシン

※ボーリングマシンは、法面アンカー工を対象とするものであり、レッグハンマ、ドリフタ（ガイドセルを含む）等の削岩機は含みません。

- ・共同所有又はリースの場合は、評価対象にはなりません。
- ・所有する法面工事主要機械を当該工事で使用していないことが発覚した場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。
- ・所有を証する書類（自ら所有することを確認できるものであること）
固定資産台帳、売買契約書、譲渡証明書、販売証明書のいずれかの写し
規格・能力が不明な場合の追加資料（カタログ、仕様書、写真等）

〔アスファルト舗装工事の場合〕

評価内容	評価基準	配点
アスファルトプラントの有無及び所有するアスファルトフィニッシャの使用	アスファルトプラントが県内にありかつ所有するアスファルトフィニッシャを当該工事で使用	15
	アスファルトプラントが県内にあり	10
	所有するアスファルトフィニッシャを当該工事で使用	5
	上記以外	0

- ・この評価項目は、その主たる工事内容がアスファルト舗装工事の場合に設定します。ただし、アスファルトフィニッシャを使用しない場合の評価内容、評価基準及び配点は次のとおりとなります。

評価内容	評価基準	配点
アスファルトプラントの有無	アスファルトプラントが県内にあり	10
	上記以外	0

- ・アスファルトプラントについて、共同所有の場合は、出資比率が1/3を超える場合に限り評価します。なお、共同所有者に子会社等を含む場合は、子会社等の出資比率に自社の子会社に対する出資比率を乗じた率を、自社の出資比率に加えたものを出資比率として判断します。
- ・共同所有の場合は、追加資料の提出時に、出資比率を確認できるものを併せて提出してください。
- ・アスファルトフィニッシャについて、共同所有又はリースの場合は、評価対象にはなりません。
- ・所有するアスファルトフィニッシャを当該工事で使用していないことが発覚した場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。
- ・アスファルトフィニッシャの所有を証する書類（自ら所有することを確認できるものであること）
固定資産台帳、売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、車検証、登記簿謄本（登記事項証明書）、建設機械打刻検認証明書のいずれかの写し
規格・能力が不明な場合の追加資料（カタログ、仕様書、写真等）

〔工種が土木一式における一般土木の場合〕

評価内容	評価基準	配点
掘削系建設機械及びダンプトラック（最大積載量2 t以上）の所有の有無	掘削系建設機械及びダンプトラック（最大積載量2 t以上）を所有	5
	掘削系建設機械を所有	3
	上記以外	0

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式工事における一般土木の場合に設定します。ただし、鋼橋・PC橋・水門樋門工事で工場製作を伴う場合に、県内における工場製作の有無を評価する場合は設定しません。
- ・「掘削系建設機械」とは、次に該当するものをいいます。
ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、

クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）、ブルドーザー（自重3t以上）、トラクターショベル（バケット容量0.4m³以上）

- ・当該工事での使用に関係なく、開札日において所有又は長期リース契約（1年以上）の場合に評価し、共同所有の場合は、評価対象にはなりません。
- ・所有を証する書類（自ら所有又はリースしていることを確認できるものであること）

固定（減価償却）資産台帳、売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、車検証、特定自主検査記録表、登記簿謄本（登記事項証明書）、建設機械打刻検認証明書又はリース契約書等のいずれかの写し

規格・能力が不明な場合の追加資料（カタログ、仕様書、写真等）

〔工種が解体の場合〕

評価内容	評価基準	配点
所有する解体用重機の使用	所有する解体用重機を当該工事で使用	5
	上記以外	0

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が解体工事の場合に設定します。
- ・「解体用重機」とは、労働安全衛生法施行令別表第7第6号1及び2に掲げる建設機械のことであり、ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機が該当します。
- ・開札日において所有又は長期リース契約（1年以上）している場合に評価し、共同所有の場合は、評価対象にはなりません。
- ・所有する解体用重機を当該工事で使用していないことが発覚した場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。
- ・所有を証する書類（自ら所有又はリースしていることを確認できるものであること）

固定（減価償却）資産台帳、売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、車検証、特定自主検査記録表、登記簿謄本（登記事項証明書）、建設機械打刻検認証明書又はリース契約書等のいずれかの写し

②災害時の事業継続力（5点）

評価内容	評価基準	配点
災害時の事業継続計画（BCP）の認定の有無	四国建設業BCP等審査会又はえひめ建設業BCP等審査会の認定あり	5
	認定なし	0

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式工事で施工計画型、実績確認型及び簡易実績型（ただし、B等級対象工事（設計金額3千万円以上5千万円未満）に限る）の場合に設定します。
- ・「四国建設業BCP等審査会」又は「えひめ建設業BCP等審査会」で認定され、開札日において有効である災害時の事業継続計画（BCP）を評価します。

③県内下請業者の活用（5点）

評価内容	評価基準	配点
全ての下請を含む施工体制の計画	全ての下請業者（二次以下を含む）が県内業者である又は元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工する	5
	上記以外	0

- ・建設業法第2条第4項に規定する下請負契約において、下請負契約の締結時に県内に本店を有する業者を評価します。
- ・全ての下請業者が県内に本店を有する業者に発注予定又は県内に本店を有する元請業者が自社施工する場合に評価します。

- ・元請業者が県外に本店を有する場合も全ての下請負契約が県内に本店を有する業者の場合に評価します。
- ・二次下請以下も評価対象となります。
- ・評価対象は、建設工事の請負契約における下請業者であり、測量、警備、資材納入、運搬等のみの契約業者は評価対象になりません。
- ・下請業者のうち一社でも県内業者でない者がある場合は評価しません。
- ・入札時にあらかじめ下請業者を決めておく必要はありませんが、予定ありと評価された場合には履行義務があります。
- ・評価された場合は、下請通知書、施工体制台帳、施工体系図、下請業者との契約書及び現場監督業務等において履行確認を行います。なお、確認できない場合には追加で確認できる資料を求めることがあります。
- ・当該工事で県外業者を使用しなければならなくなった場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。ただし、発注者の都合による設計変更の追加工事は、工事成績評定点の減点対象外とします。

④若手技術者等の育成（５点）

評価内容	評価基準	配点
若手技術者等（35歳未満）の現場への配置	30歳未満を担当技術者として配置	5
	35歳未満を担当技術者として配置	4
	30歳未満を現場代理人として配置	2
	35歳未満を現場代理人として配置	1
	上記以外	0

- ・この評価項目は、施工計画型及び実績確認型の場合に設定します。
- ・開札日において35歳未満の者が加点対象となります。ただし、外国人材については、在留期間の更新に制限のない2号特定技能外国人、身分に基づき在留する者（定住者、永住者及び日本人の配偶者等）及び就労目的で在留が認められる者（専門的・技術的分野の在留資格）以外は加点対象とはなりません。
- ・担当技術者及び現場代理人の重複配点はありません。
- ・当該工事で配置することとしていた30歳未満又は35歳未満の若手技術者等（担当技術者又は現場代理人）を配置できなくなった場合で、新たに同等以上の評価基準を満たす技術者等を配置できない場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職、受注者の責めによらない契約事項の変更等に伴う場合等、発注者がやむを得ないと認める場合は、減点対象外とします。
- ・やむを得ない理由により当該技術者等を配置できなくなった場合は、本人の同意を得たうえで、その事実が確認できる書類（医師の診断書、妊娠届出書の写し等）を発注者に提出してください。

(5) 地理的要件の評価（施工計画型、実績確認型、簡易実績型）

①本・支店、営業所の有無（１０点又は１５点）

〔施工計画型〕

評価内容	評価基準	配点 (土木一式)	配点 (その他)
同一市町内（管内）での 本・支店、営業所の所在の 有無	同一市町内にあり	15	10
	旧地方局管内にあり	10	7
	現地方局管内にあり	5	3
	上記以外	0	0

〔実績確認型、簡易実績型〕

評価内容	評価基準	配点 (土木一式)	配点 (その他)
同一市町内（管内）での 本・支店、営業所の所在の 有無	同一市町内にあり	15	10
	旧地方局管内にあり	8	5
	上記以外	0	0

- ・この項目は、入札参加資格における地理的要件等の設定に伴い変更しますので、個別の工事の入札公告における評価項目等でご確認ください。（地理的要件の区分については、別紙2「地理的要件における区分の状況」をご確認ください。）
- ・土木一式工事の場合は15点満点、その他の工事の場合は10点満点となります。

(6) 地域貢献度の評価（施工計画型、実績確認型、簡易実績型（ただし、年間維持・冬期路面工事の契約実績は土木一式B等級対象工事（設計金額3千万円以上5千万円未満に限る））

①災害対応等への協力体制及び実績（16点）

〔工種が土木一式、建築一式及び舗装の場合〕

評価内容	評価基準	配点
県と災害協定又は家畜伝染病支援協定の締結及び過去2か年度の協定に基づく協力要請への対応、過去1か年度の災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績又は災害ボランティア活動の実績	次の①～④までの全てに該当あり ①災害協定又は家畜伝染病支援協定の締結 ②災害協定に基づく対応 ③家畜伝染病支援協定に基づく対応 ④災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績又は災害ボランティア活動の実績	16
	上記①～④までのいずれか3つに該当あり	12
	上記①～④までのいずれか2つに該当あり	8
	上記①～④までのいずれか1つに該当あり	4
	上記以外	0

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式、建築一式又は舗装工事の場合に設定します。
- ・この評価項目は、次に掲げる協力体制の構築、活動等の実績を評価するものです。
 - a. 公告日の属する年度における愛媛県との災害協定又は家畜伝染病支援協定の締結実績
 - b. 災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と愛媛県との間の協定に基づき実施した、公告日の前年度以前2か年度における応急対策業務の実績（準備体制の構築等を含む。）
 - c. 家畜伝染病発生時における建設業者の支援活動等について定めた建設関係団体と愛媛県との間との協定に基づき実施した、公告日の前年度以前2か年度における支援活動業務の実績（準備体制の構築等を含む。）
 - d. 災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と愛媛県との間の協定に基づき実施した、公告日の前年度以前1か年度における訓練パトロール（当該発注工事の工種に係るものに限る。）への参加実績
 - e. 災害時に愛媛県内の市町において災害対策本部が設置され、同本部の要請又は社会福祉協議会等の募集に応じて、災害ボランティア（無償、かつ工事を発注する地方局建設部・土木事務所管内のものに限る。（ただし、作業に要する消耗品等について、実費相当の助成又は現物支給を受けたものを除く。））として参加した、公告日の前年度以前1か年度における実績
- ・協定の締結状況については、県HP「大規模災害時における民間との協定一覧」をご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/18034.html>

- ・応急対策業務及び支援活動業務における「準備体制の構築等」とは、協定に基

づく協力要請を受けて待機や準備体制を取り、協定に基づく完了報告を行った場合をいいます。

- ・協定に基づく協力要請が建設関係団体の支部を限定して行われた場合、当該支部に限り評価の対象とします。
- ・災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績は、訓練パトロール実施の際に県が確認している内容と相違がないか確認します。
- ・災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績は、大規模災害時における応急業務施工者に該当しなくなった場合は評価しませんので十分にご確認ください。
- ・災害ボランティア活動の実績について、追加資料として提出する実績調書の証明者は、市町又は市町の社会福祉協議会のほか、参加したボランティアを取りまとめていた建設関係団体でも構いません。また、提出する実績調書は写しで結構です。

[工種が管の場合]

評価内容	評価基準	配点
県と災害協定の締結及び過去2か年度の協定に基づく協力要請への対応、過去1か年度の災害ボランティア活動の実績	次の①～③までの全てに該当あり ①災害協定の締結 ②災害協定に基づく対応 ③災害ボランティア活動の実績	12
	上記①～③までのいずれか2つに該当あり	8
	上記①～③までのいずれか1つに該当あり	4
	上記以外	0

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が管工事の場合に設定します。
- ・この評価項目は、次に掲げる協力体制の構築、活動等の実績を評価するものです。

a. 公告日の属する年度における愛媛県との災害協定の締結実績

b. 災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と愛媛県との間の協定に基づき実施した、公告日の前年度以前2か年度における応急対策業務の実績（準備体制の構築等を含む。）

c. 災害時に愛媛県内の市町において災害対策本部が設置され、同本部の要請又は社会福祉協議会等の募集に応じて、災害ボランティア（無償、かつ工事を発注する地方局建設部・土木事務所管内のものに限る。（ただし、作業に要する消耗品等について、実費相当の助成又は現物支給を受けたもの除く。））として参加した、公告日の前年度以前1か年度における実績

- ・協定の締結状況については、県HP「大規模災害時における民間との協定一覧」をご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/18034.html>

- ・応急対策業務及び支援活動業務における「準備体制の構築等」とは、協定に基づく協力要請を受けて待機や準備体制を取り、協定に基づく完了報告を行った場合をいいます。
- ・協定に基づく協力要請が建設関係団体の支部を限定して行われた場合、当該支部に限り評価の対象とします。
- ・災害ボランティア活動の実績について、追加資料として提出する実績調書の証明者は、市町又は市町の社会福祉協議会のほか、参加したボランティアを取りまとめていた建設関係団体でも構いません。また、提出する実績調書は写しで結構です。

②公共土木施設愛護事業への参加実績（5点）

評価内容	評価基準	配点
過去2か年度の公共土木施	5回以上の参加実績あり	5

設愛護事業への参加実績	5回未満の参加実績あり	3
	参加実績なし	0

- ・この評価項目は、公告日の前年度以前2か年度における次に掲げる活動への参加実績を評価するものです。
 - 愛リバー
 - 愛ビーチ
 - 愛ロード
- ・参加実績は、認定団体が各地方局建設部・土木事務所に提出している実績報告書等報告の内容と相違がないか確認します。
- ・評価する各活動への参加人数の制限は、現時点ではありません。

〔工種が一般土木の場合〕

③－1年間維持工事等の契約実績（10点）

評価内容	評価基準	配点
過去2か年度の年間維持工事等の契約実績	2件以上の契約実績あり	10
	契約実績あり	5
	契約実績なし	0

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式工事における一般土木で施工計画型、実績確認型及び簡易実績型（ただし、B等級対象工事（設計金額3千万円以上5千万円未満）に限る）の場合に設定します。
- ・評価対象となる年間維持工事等の契約実績は、公告日の前年度以前2か年度における愛媛県発注の年間維持工事（道路・河川施設・砂防施設・海岸施設を対象とした土木一式工事であって、異常気象時のパトロールを含むものに限る。）又は冬期路面对策工事の契約実績になります。
- ・工期途中で、受注者側の責により契約を解除したものは、評価対象になりません。また、当初契約の解除等により年度途中から契約したものについては、その期間にかかわらず評価対象とします。

【協同組合が一括受注した年間維持工事における下請契約実績について】

- ・協同組合が一括受注した年間維持工事における下請契約実績（出勤実績があるもの）については、年度当初に年間契約したものを評価対象とします。
- ・単年度に複数件下請契約実績がある場合は、当該年度の下請契約実績は1件とします。

【共同企業体が受注した年間維持工事における実績について】

- ・共同企業体が一括受注した年間維持工事については、出勤実績がある代表者及び構成員のみが評価対象となります。

〔工種が舗装の場合〕

③－2冬期路面对策工事の契約実績（10点）

評価内容	評価基準	配点
過去2か年度の冬期路面对策工事の契約実績	2件以上の契約実績あり	10
	契約実績あり	5
	契約実績なし	0

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が舗装工事で施工計画型及び実績確認型の場合に設定します。
- ・評価対象は、公告日の前年度以前2か年度における愛媛県発注の冬期路面对策工事（年間維持工事の一部として冬期路面对策が含まれる場合において、冬期路面对策の出勤実績があるものを含む。）の契約実績になります。
- ・工期途中で、受注者側の責により契約を解除したものは評価対象になりません。また、当初契約の解除等により年度途中から契約したものについては、その期間にかかわらず評価対象とします。

3 評価値の疑義照会等について（施工計画型、実績確認型のみ）

県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領に基づく評価値の疑義照会等については、次のとおりです。

- ①総合評価の採点后（低入札の場合は施工体制確認後）、評価値算出表を入札情報公開システムにより速やかに公表します。（紙入札の場合は別途入札公告による。）
なお、施工計画型は意見聴取前に「施工計画得点」以外について、評価値算出表の「施工計画得点合計」、「加算点」、「評価値」、「加算点順位」、「評価値順位」欄は「審査中」と記載して疑義照会を行います。
- ②入札参加者は、公表された日から起算して2日以内（愛媛県の休日を定める条例（平成元年3月22日条例第3号）第1条に規定する県の休日を除き、最終日は午後5時まで）に持参又はFAXにより疑義照会ができるものとし、照会に対して回答が必要な場合は速やかに行います。（要領に様式を規定）
- ③入札が無効となった者の評価点は公表しません。
- ④評価値を修正した場合は、修正した評価値算出表を再度公表し、②と同様に疑義照会期間を設けます。
- ⑤疑義照会については、事前に提出した資料に基づく自らの評価点（施工計画項目を除く）に係る疑義のみ受け付け、事前資料の記載ミスや他業者の評価点に対する疑義については、一切受け付けしません。
- ⑥契約締結後、疑義照会を経た最終の評価値算出表を入札結果一覧表とともに公表します。
- ⑦簡易実績型の場合は、評価値算出表は公表しますが、評価値の疑義照会は実施しません。

4 簡易実績型の留意事項について

- ①「簡易実績型」では、入札参加者自らが各評価項目の得点を自己採点し、事前資料提出時点で評価値1位の者を事後審査する「自己採点方式」で評価します。
- ②評価項目については、「愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領」様式9又は様式9-1（以下「様式」という。）に定める評価項目を基本とします。
（ただし、評価項目については、工事案件に応じて変更する場合があります。）
- ③事前提出資料については、入札公告に記載するとおりです。
- ④様式について、入札参加者自ら入札金額（税抜、単位：円）及び各評価項目の得点を入札者記載欄に記載します。
- ⑤④を入力後、評価値等が自動計算（発注者で設定）されますが、入札参加者においても確認をお願いします。
- ⑥様式の入札金額が入札書と違っている場合は、県で入札書の金額に訂正します。
- ⑦様式の提出時点で評価値1位の者を事後審査した結果、得点の記載間違いがある場合は県で訂正し（ただし、過大評価の場合に限り訂正し、過小評価の場合は訂正しない。）、訂正後の得点で評価します。訂正後の得点においても評価値1位であれば、そのまま落札候補者となりますが、逆転する場合は評価値2位の者を事後審査します。
- ⑧様式の提出が無い場合や該当工事の添付資料として、他の工事に係る様式を添付した場合は無効となりますので、十分注意してください。
- ⑨「自己採点方式」であるため、評価値の疑義照会は実施しません。
- ⑩自己採点の得点については、様式の提出時点で評価値1位の者に限って事後審査により県で確認しますが、入札参加者においても信義に従った採点をお願いします。

(別紙 1)

簡易型総合評価落札方式における施工計画評価に関する留意事項について

施工計画型では、**技術的な工夫の余地の小さい工事**において、工事の条件や現場条件等を踏まえて、目標を達成するための**施工上の配慮**を評価します。施工計画を作成する場合は以下のポイントを参考にしてください。

1. 記載している内容（事項）を評価します。

施工計画の評価については、文章の書き方やまとめ方などの文章力・表現力を考慮しているのではなく、記載している内容（事項）を判断して評価します。

2. 契約図書、各種法令で当然行わなければならないことでも、目標を達成するための具体的な方法について適切に記載されていれば評価します。

(評価しない例)

『工事期間中は、安全巡視を行います。』

理由：共通仕様書に『請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。』とあり、受注者が当然行うべき事項であるため

(評価する例)

『児童の安全確保のため、通学時間帯の午前7：00～8：30については、資材の搬入は行いません。』

理由：工事中の安全確保に関する具体的方法を記載しているため

3. 一般的であることが明らかな内容は、評価しません。

他の応募者が当たり前の内容と考えて記載していない場合があるため、目標を達成するための提案として適切な内容であっても、明らかに一般的なものとは評価しません。

(評価しない例)

『工事を円滑に進めるため、着手前に隣接民家に対し工事内容の説明を行います。』

理由：一般的に実施している内容であるため

4. 曖昧な表現は評価しません。

「原則として・・・」「・・・するように努める。」「必要に応じ・・・する。」「出来る限り・・・する。」などの表現は、記載内容について履行するのかわからないのか不明確ですので評価しません。

(評価しない例)

『解体工事にあたっては、振動の発生を抑制するため、可能な限り低振動型建設機械を選定する。』

5. 履行の確実性・実効性に疑義がある内容は評価しません。

他の施設管理者等と新たな協議を必要とする内容や、現地の気象、地形、地質等の諸条件が考慮されていない内容など、履行の確実性・実効性が担保されないものは評価しません。

(評価しない例)

○事例 1

『土砂の運搬経路は幅員が狭いため、沿線上の農地を3か所借地して待避所として利用し、一般車両の交通に配慮する。』

理由：地権者との協議次第では農地が借地できない場合があり、履行の確実性に疑義がある。

○事例 2

『学校敷地内の工事であり、授業への悪影響を避けるため、騒音の出る作業は土日のみとします。』

理由：適切に設定した工期に対し、騒音作業を土日のみとした場合、工期内に完成しないおそれがあり、実効性に疑問がある。

6. 実施することで品質の低下が懸念される内容は評価しません。

(評価しない例)

『均質なコンクリートを得るため、練混ぜ時間は、試験によって定めた練混ぜ時間の2倍以上とする。』

理由：過度な練混ぜはワーカビリティ悪化など品質低下の原因となるため

7. 設計図書や、法律、規則等を逸脱した記載が確認された場合は、入札を無効とします。

評価に値する内容が数多くあっても、設計図書や、法律、規則等を逸脱した記載が1項目でもあれば、適正な施工計画とは認められません。この場合は入札参加資格がないものとして、その者が行った入札は「無効」とします。

(無効とする例)

○事例1

『この作業は特定建設作業に該当し、また、施工場所が指定区域内である。このため近隣住民の負担を軽減するため、連続して10日間の集中作業を行い、施工期間を短縮します。』

理由：騒音規制法及び振動規制法では、作業期間は同一の場所において連続6日間以内で、かつ、日曜日その他休日の作業は禁止されています。そのため、連続10日間の作業を行うことは法律に抵触します。

○事例2

『運搬時のひびわれの防止するため、桁の工場製作を現場製作桁に変更します。』

理由：発注者は、桁の工場製作を設計図書で指定しています。したがって、提案は設計図書の内容を逸脱しています。

8. 過大な提案（オーバースペック）と判断される内容は評価しません。

施工計画は多大な費用を要する内容を求めるものではありません。工事費を圧迫し、工事品質を低下させる可能性が高い過大な提案（オーバースペック）は評価しません。

施工計画型及び標準型における過大な提案（オーバースペック）の主な事例は次のとおりです。

①条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案

具体的事例：地質条件によって設計変更の対象となるトンネル掘削パターンや補助工法に関する提案

②管理基準の厳格化に係る提案

※厳格化：出来形管理、品質管理における管理頻度・管理箇所の増加、試験項目の追加、規格値の厳格化など

具体的事例：コンクリートの品質管理基準に対し自社基準を設ける提案
騒音振動等の観測機器、観測箇所を追加する提案

③過剰な設備の増設、観測員等の増員に関する提案

具体的事例：専任の観測員の配置、交通誘導員を増員する提案

過剰設備（多大な費用を要する濁水処理設備等）を増設する提案

施工区間一連にわたり防音壁を設置する提案

④過剰な材料・配合・工法に関する提案

具体的事例：施工区間一連にわたりコンクリート強度を変更する提案

トンネル全線にわたり繊維補強コンクリートを採用する提案

必要以上に塗料を増塗りする提案

このほか、（別添）「総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集」を参考にしてください。

なお、過大な提案（オーバースペック）は評価の対象としない旨、入札公告に明記します。

〔記載例〕ただし、次の提案は評価の対象としない。

- ・ 条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案
- ・ 管理基準の厳格化に係る提案
- ・ 過剰な設備の増設、観測員等の増員に関する提案
- ・ 過剰な材料・配合・工法に関する提案

9. 総合評価の評価区分「企業の施工能力」の評価項目「生産性向上の取組（ICTの活用）」として評価した内容は、施工計画としては重複評価しません。

「企業の施工能力」の「生産性向上の取組（ICTの活用）」の項目を優先して評価し、同様の内容は施工計画としては評価しません。

10. 施工計画の作成について

記載内容が確実に履行されるために、入札参加者自らが作成（当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者の責任において施工計画が作成されていることを意味する。）することを義務付けています。

11. 施工計画に関するヒアリングの実施について

入札参加者から提出された施工計画の内容について確認が必要な場合は、当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者に対してヒアリングを行います。

1 2. 施工計画の作成状況の確認について

施工計画を自らが作成していないことが認められる場合又は1 1のヒアリングを拒否した場合は、当該入札参加者の施工計画は評価対象としません。

1 3. 施工計画の履行状況の確認について

記載内容（監督員との協議により履行しないこととした項目は除く。以下同じ）は、施工後はもちろんのこと、施工中にも同等以上の施工を行っているかどうかを確認します。記載内容の履行が確認できなかった場合は、工事成績評定点を減点します。そのため、記載内容は担保されることを念頭に作成してください。

なお、工事成績評定点の減点方法は以下に記載されていますので確認してください。

○「愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領」

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html>

○「工事成績評定要領細則」

<https://www.pref.ehime.jp/page/8142.html>

(別添)

総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集

【提案に対し、オーバースペックと判断する(した) 場合がある事例】

※現場条件、工事特性等により、下記の提案が必ずしもオーバースペックと判断されるわけではない。提案に当たっては、各工事の入れ説明書を確認すること。

	工 種	発注者側が設定した 評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容	その理由	分類 ※
	工事内容				
共通	一般土木(トンネル工事) 一般土木(橋梁基礎工事) プレストレスト-コンクリート	コンクリートの耐久性向上対策	◇温度条件が一般的な現場において、品質向上のために暑中コンクリート、寒中コンクリートを使用するという提案	品質確保上「コンクリート標準示方書」に品質が確保されるよう対処すべきこととして定められているため	④
	コンクリート構造物工事	コンクリートの品質・耐久性向上	◇ひび割れ防止目的のコンクリート混和材料を2種併用し、過大な費用を要する提案	同一の部位において同一の目的で使用する材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すと判断	④
◇必要性が低いと判断される部位へのコンクリート混和材料の使用に過剰な費用を要する提案			要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断	④	
◇低発熱ポルトラドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案			要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断	④	
河川構造物工事	コンクリートの良好な品質確保	◇品質確保のためにコンクリート強度を変更(水セメント比の変更等)する提案	施工管理基準等の規定以上であり過剰であると判断	④	
		コンクリートの品質確保を図るための施工方法	◇品質確保のためにコンクリート強度を変更する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップであると判断	④
トンネル工事	長期耐久性と品質の向上	コンクリートの品質・耐久性の確保	◇トンネル全線でAE減水剤(高性能・中性能)を採用する提案(目的や施工範囲が明確でない場合に限る)	吹付けコンクリート及び覆工コンクリートにおいて、使用目的及び施工範囲が適確でない場合、過度なコスト負担と判断	④
			◇仮設トンネル全線でAE減水剤(高性能・中性能)を採用する提案	ダム工事の(仮設的な)仮排水トンネル覆工のため(材料、配合に関する提案は評価しない旨、明示)	④
			◇仮設トンネルで充填性向上を目的とした流動化コンクリートを使用する提案		
			◇仮設トンネルで高強度コンクリートを使用する提案		
	長期耐久性と品質の向上	コンクリートの品質・耐久性の確保	◇トンネル全線で非鋼繊維補強コンクリートを採用する提案(目的や施工範囲が明確でない場合に限る)	吹付けコンクリート及び覆工コンクリートにおいて、使用目的及び施工範囲が適確でない場合、過度なコスト負担と判断	④
			◇仮設トンネル全線で非鋼繊維補強コンクリートを採用する提案	ダム工事の(仮設的な)仮排水トンネル覆工のため(材料、配合に関する提案は評価しない旨、明示)	④
	◇仮設トンネルでひび割れ抑制ファイバーを使用する提案				
	覆工コンクリートの品質向上対策について		◇コンクリート用ひび割れ抑制ファイバー等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	④
	覆工コンクリートの品質・耐久性向上		◇養生のための設備に加えて養生剤を併用し、過大な費用を要する提案	同一の部位において同一の目的で使用する材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すと判断	③④
			◇風雨の影響を受けにくい部位を含むコンクリート全面にわたって表面改質剤を塗布し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断	④
			◇仮設トンネルでのコンクリート全面にわたる表面改質剤の塗布に過剰な費用を要する提案	ダム工事の(仮設的な)仮排水トンネル覆工のため(材料、配合に関する提案は評価しない旨、明示)	④
	断面縮小部の拡幅掘削における品質管理に係わる具体的な施工計画		◇設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案(目的及び施工範囲が適確な場合は除く)	必要以上の高性能な注入材の使用に係わる費用が過度なコスト負担につながるため	④
			◇覆工コンクリートに関する事項における設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案(但し目的及び施工範囲が適確な場合は除く)	吹付けコンクリート及び覆工コンクリートにおいて、使用目的及び施工範囲が適確でない場合、過度なコスト負担を要する提案と判断	④
	掘削工及び支保工施工計画		◇掘削工及び支保工に関する事項の内、掘削パターンや掘削補助工法等において設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案(但し目的及び施工範囲が適確な場合は除く)	使用目的、施工範囲が適確でない場合、過度なコスト負担を要する提案と判断	①④
	長期耐久性と品質の向上	ウォーターゲート区間のトンネル掘削工における地山の安定に係わる具体的な施工計画	◇地質条件に伴い設計変更対象となる掘削パターンや掘削補助工法に関する提案	設計図書に明示が無く設計変更の対象となる技術提案は評価しない	①
				必要以上の補助工法に係わる費用が過度なコスト負担につながるため	①
	近接施工に伴う計測・観測方法について		◇計測設備を増設する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	②
◇専任の計測・観測員を配置する提案			過度なコスト負担を要していると判断されるため	③	
一般土木	坑口部の掘削に伴う地すべり地形の動態観測・管理体制について		◇動態観測機器を増設する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	②
			◇専任の監視員を配置する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	③
	坑口部の地すべり対策箇所における動態観測について		◇動態観測設備を増設する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	②
			◇専任の監視員を配置する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	③
	低土被りトンネル施工における計測結果の活用について		◇地表面沈下測定箇所を増設する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	②
			◇長尺先受け応力測定におけるひずみゲージを増設する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	②
	掘削バリエーションにおける環境保全対策について		◇機械設備を増設する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	③
			◇泥落とし装置を増設する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	③
			◇専任作業員(道路監視員など)を配置する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	③
	周辺地域への環境対策に係わる具体的な施工計画		◇周辺環境に対して、環境基準を大幅に下回る必要以上の対策効果を実現する提案	必要以上の周辺環境対策に係わる費用等が過度なコスト負担につながるため	③
橋梁基礎工事	太径鉄筋や高密度配筋部を有する橋脚躯体工におけるコンクリート打設方法の工夫について	◇橋脚躯体工のコンクリート打設方法の工夫として高流動コンクリートを使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	④	
	コンクリートの施工方法及び品質管理	◇品質確保のためコンクリート強度を変更する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため	④	

工 程		発注者側が設定した 評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容	その理由	分類 ※	
工事内容						
	地盤改良工事	地盤改良による近接構造物への影響対策	◇設計基準強度を増加する提案	設計図書等の範囲を超えた「グレードアップ」に関する提案のため	④	
		地盤改良の品質確保に係わる具体的な施工計画	◇追加「-リング」の実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している事項のため	①	
		地盤改良による近接構造物への影響対策	◇追加「-リング」の実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している事項のため	①	
	築堤護岸工事	盛土工及び護岸工の施工管理について配慮すべき事項	◇追加「-リング」の実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している事項のため	①	
		運搬作業における土砂飛散防止対策	◇築堤上運搬路を「ラン」走行する際は、全て敷鉄板を敷設する提案	施工範囲が適確でない場合は、過度なコスト負担による必要以上の効果であるため	③	
		施工に当たって近隣住民および河川利用者へ配慮すべき事項	◇敷鉄板、鋼矢板等による過大な仮設を施工する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	③	
		工事中の水質汚濁対策	◇排水基準値を大幅に下回る濁水処理施設（薬注施設増加）を設置する提案	過度なコスト負担での設備追加による必要以上の効果であるため	③	
		工事中の濁水等の流出等について配慮すべき事項	◇大規模な濁水処理施設（薬注施設を増加させた「プラント」）を設置する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	③	
		狭隘な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について	◇施工延長全体にわたり仮設構台を設置する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	③	
		盛土材料の掘削・運搬にあたって配慮すべき事項	◇河川敷搬入路全区間にわたり舗装を敷設する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	①	
		施工時の施工機械等による隣接する一般家屋への騒音・粉塵等について配慮すべき事項	◇施工区間一連にわたり家屋高相当の防音・防塵壁を設置する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	③	
		砂防堰堤工事	河川水質保全への施工上配慮すべき事項について	◇高度処理施設による水質浄化等	必要以上の対策効果を実現する提案のため	③
			打継目の越冬時保護対策及び越冬後の打継目処理	◇打設済み堰堤全体を防寒仮囲いにより被い越冬させる等	必要以上の対策効果を実現する提案のため	③
	プレキャスト・コンクリート	PC鋼材の長期健全性を、高い信頼性・確実性で確保するための対策	◇主桁コンクリートについての繊維補強の提案	効果の程度及び範囲が適当ではないあるいは低いため	④	
		コンクリート（床版（桁）、地覆、壁高欄）の充填性やひび割れ抑止等が必要な部位に対する配合及び打設・養生方法	◇地覆及び高欄コンクリートについて高性能AE減水剤を添加する提案	効果の程度及び範囲が適当ではないあるいは低いため	④	
PCケーブル（ケーブル含む）の品質・耐久性向上		◇特殊なケーブルの採用に加え特殊なシースを併用し、過大な費用を要する提案	同一の部位において同一の目的で使用する材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すと判断	④		
PC橋の品質の確保、向上に資する工夫		◇支承鋼材部に重防錆塗装（亜鉛7%溶射+7%素塗装）を施す提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	④		
鋼橋上部工	合成床版の品質管理に係わる具体的な工夫	◇設計図書等の範囲を超えた材料等の「グレードアップ」に関する提案	設計図書等の範囲を超えた「グレードアップ」に関する提案	④		
	鋼橋の耐久性の確保、向上に資する工場製作等における工夫	◇鋼橋全面に増塗りする提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	④		
		◇重メッキを実施する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	④		
		◇金属疲労への耐性が高い鋼材等を使用する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	④		
	塗装の品質・耐久性向上または保護性さびの形成促進	◇風雨の影響を受けにくい部位も含む上部工鋼材全面にわたって塗装等を追加し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断	④		
アスファルト舗装	橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫（防水対策を含む）	◇橋面防水工において全面にわたってシート系防水層を設ける提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	④		
	軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫	◇「ベ-リング」層において全面にわたって砕石マフィク混合物(SMA)を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	④		
		◇BOX脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	④		
		平坦性の向上	◇舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	②	
	浚渫	施工上配慮すべき事項	◇特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	③	
施工上配慮すべき事項		◇余水排水処理においてss・pHを過剰に低減するための対策を行う提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	③		

※建築工事、電気工事など上記以外の案件に関しても、本表を参考に判断します。

※分類：愛媛県の留意事項における過大な提案（オーバースペック）の分類

① 条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案
② 管理基準の厳格化に係る提案
③ 過剰な設備の増設、観測員等の増員に関する提案
④ 過剰な材料・配合・工法に関する提案

※本表は、国土交通省国土技術政策総合研究所「総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集（2011.3）」を参考に作成

地理的要件における区分の状況

旧市町村		現市町		地方局建設部・ 土木事務所	旧地方局	現地方局	備 考					
川 之 江 市	伊 予 三 島 市	四 国 中 央 市		四 国 中 央 所 土 木 事 務 所								
宇 摩 郡	新 宮 村											
	土 居 町											
	別 子 山 村	新 居 浜 市	東 予 地 方 局 東 建 設 局 部	西 条 地 方 局								
新 居 浜 市												
西 条 市												
東 予 市	西 条 市	今 治 市		今 治 土 木 事 務 所	今 治 地 方 局	東 予 地 方 局	今 治 市 陸 地 部					
周 桑 郡	小 松 原 町											
今 治 市	丹 原 町											
越 智 郡	朝 倉 村						越 智 郡	上 島 町				
	玉 川 町											
	波 方 町											
	大 西 町											
	菊 間 町											
吉 海 町	宮 窪 町											
伯 方 町												
上 浦 町												
大 三 島 町												
関 前 村												
郡	魚 島 村											今 治 市 島 嶼 部 越 智 郡 上 島 町
	弓 削 町											
	生 名 村											
	岩 城 村											
松 山 市		松 山 市				松 東 山 温 市						
北 条 市	東 温 市											
温 泉 郡	中 島 町											
	重 信 町	伊 予 市		中 建 予 地 設 局 部	松 山 地 方 局	中 予 地 方 局	伊 予 市 伊 予 郡 松 前 町 伊 予 郡 砥 部 町 上 浮 穴 郡 久 万 高 原 町					
伊 予 市	伊 予 市											
伊 予 郡	伊 予 郡											
	中 山 町	伊 予 郡	松 前 町	久 土 万 高 原 所 土 木 事 務 所								
	双 海 町	伊 予 郡	砥 部 町									
	松 前 町	伊 予 郡	砥 部 町									
上 浮 穴 郡	久 万 町	上 浮 穴 郡	久 万 高 原 町	大 土 木 事 務 所 洲 所								
	面 河 村											
	美 川 村											
	柳 谷 村	喜 多 郡	内 子 町	大 洲 市								
	小 田 町											
内 子 町												
喜 多 郡	五 十 崎 町	大 洲 市										
	長 浜 町											
	肱 川 町											
	河 辺 村	八 幡 浜 市		八 土 木 幡 事 務 所 浜 所	八 幡 浜 地 方 局							
八 幡 浜 市												
保 内 町												
西 宇 和 郡	伊 方 町	西 宇 和 郡	伊 方 町	西 土 木 事 務 所 予 所		南 予 地 方 局						
	瀬 戸 町	西 予 市										
	三 崎 町											
	東 宇 和 郡	三 瓶 町	西 予 市									
明 浜 町												
宇 野 村												
城 川 町	宇 和 島 市		南 建 設 南 予 地 設 局 部	宇 和 島 地 方 局								
和 島 市												
吉 田 町												
北 宇 和 郡	三 間 町	北 宇 和 郡	松 野 町									
	津 島 町											
	松 野 町											
	広 見 町											
日 吉 村	南 宇 和 郡		愛 南 町	愛 土 木 事 務 所 南 所								
内 海 村												
御 莊 町												
城 辺 町												
一 本 松 町	南 宇 和 郡											
西 海 町												